楽 商 ロ ー ン

2022年11月1日現在

商　品　名 （愛　称）	楽 商 ロ ー ン
ご　利　用 いただける方	1．敦賀市・美浜町・若狭町内の自己所有地に居住し、当金庫の営業地域内で３年以上営業されおり、既に当金庫から融資を受けられている中小企業 2．当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お 使 い み ち	運転資金（商品・材料仕入資金、買掛金・支手決済資金、人件費等経費支払資金）
ご融資限度額	100万円以上500万円以内（10万円単位） なお、各企業の平均月商を限度とさせていただきます。
ご 利 用 期 間	最長５年（但し、内６ヶ月据置き可）
ご 融 資 利 率	変動金利（当金庫長期プライムレート＋5.0%）（随時変動） お借り入れ後の利率は、基準利率（当金庫長期プライムレート）の変更都度、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。
ご 返 済 方 法	元金均等返済・元利金均等返済の２種類のご返済方法があります。
保証人・担保	1．保証人は、法人の場合原則代表者１名、個人事業の場合、原則不要です。 2．担保は不要です。
必　要　書　類	1．不動産所有者確認資料として、資産証明、不動産登記簿謄本等が必要です。 2．平均月商確認資料として、決算書、個人は税務申告書（収支計算書付）が必要です。 3．上記以外の書類をお願いする場合があります。
手　数　料　等	返済条件を変更する場合には、当金庫所定の手数料が必要です。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770―22－9431）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770－22－9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776－23－5255）、金沢弁護士会（電話：076－221－0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ　の　他	･お申し込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ･現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

敦賀信用金庫